

# 神戸市北区 公式 SNS アカウント（Instagram、Twitter）運用方針

## 1. 目的

北区に埋もれている魅力を、北区が大好きな人と一っしょに写真や動画で発信する。

## 2. アカウント情報

- 1) ソーシャルメディアサービス名 Instagram
- 2) アカウント名 insta\_kobekita
- 3) ソーシャルメディアサービス名 Twitter
- 4) アカウント名 tw\_kobekita

## 3. アカウント運営者

北区役所総務部まちづくり課、北神区役所まちづくり課

## 4. 投稿内容

- 1) 北区の風景や、魅力を感じる場面の写真や動画
- 2) 写真の世界観に合わせたコメント
- 3) 投稿内容に合わせたハッシュタグ
- 4) 地域のイベント情報などの発信（ストーリー）
- 5) 北区の魅力を発信したユーザー #insta\_kobekita の投稿の紹介（Instagram のみ）

## 5. フォロワー

- 1) フォロワーを受けた場合は、原則として拒否しない。ただし、当アカウントに対して明らかな妨害又は妨害と判断できる場合、または悪質なスパムと判断できる場合はこの限りではない。
- 2) 当アカウントからのフォローは、アカウント運営者が必要と認める場合にのみ行う。

## 6. 知的財産権

当アカウントに掲載する個々の情報（写真・文など）に関する知的財産権（商標権・著作権などの全ての権利）は、北区に帰属する。また、「私的使用のための複製」や「引用」などと著作権法上認められる場合などには、転載の対象となる内容を変えない限り利用可能とする。その際は、「北区 Instagram より引用」「北区 Twitter より引用」などのように明記すること。

## 7. 当アカウントへのコメント等に関する禁止事項

- 1) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- 2) 当アカウントの掲載内容に対して、著しくかけ離れている内容
- 3) 区や第三者を誹謗・中傷し、名誉や信用を傷つける内容
- 4) 区を含んだ他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
- 5) 政治や選挙、宗教活動またはこれからの類似する内容
- 6) 法律・法令等に違反している、または違反する恐れがある内容
- 7) わいせつな内容を含む不適切な内容
- 8) 広告・宣伝・勧誘・営業活動、その他営利を目的とした内容
- 9) 区や第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
- 10) Instagram 利用規約、Twitter 利用規約に反する内容
- 11) その他、ページ運営者が不適切と判断した内容

## 8. コメントへの回答

- 1) 当アカウントへの質問やコメントに対し、原則として区から個別の回答はしない。
- 2) 当アカウントでは、区への意見・質問は取り扱わない。
- 3) 当アカウントへの禁止事項に触れるコメント等に関しては予告なく削除することがある。

## 9. 免責事項

- 1) 当アカウントに投稿されたコメントに関して、ページ運営者は一切責任を負わない。
- 2) 当アカウントによる投稿は、情報の正確性・完全性・有用性について保証するものではない。
- 3) 当アカウントによる内容や運用方針は、予告なく変更することがある。

## 10. 適用

この運用方針は、令和2年12月16日より適用する。